

大野市教育委員会公印規則

(昭和42年6月27日教委規則第4号)

改正 昭和43年12月25日教委規則第5号
昭和55年4月25日教委規則第3号
昭和58年5月2日教委規則第2号
昭和58年10月1日教委規則第5号
昭和60年3月27日教委規則第3号
昭和61年3月28日教委規則第1号
昭和61年3月28日教委規則第2号
昭和62年3月25日教委規則第1号
平成元年3月30日教委規則第3号
平成3年3月25日教委規則第3号
平成4年3月6日教委規則第1号
平成5年3月26日教委規則第2号
平成8年3月19日教委規則第6号
平成8年12月25日教委規則第11号
平成12年7月1日教委規則第3号
平成13年3月28日教委規則第3号
平成13年7月1日教委規則第5号
平成17年11月4日教委規則第21号
平成18年7月26日教委規則第9号
平成19年3月27日教委規則第6号
平成19年4月27日教委規則第9号
平成26年3月27日教委規則第3号
平成27年3月26日教委規則第2号
平成30年3月29日教委規則第3号
平成31年3月29日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市教育委員会及び大野市教育委員会の所管に属する学校、公民館その他の教育機関（以下「学校等」という。）における公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、寸法、公印管理課（以下「管理課」という。）用途及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、常に堅固な容器に納め原則として錠を施し、管理については、次の区分に従い当該区分ごとに定める者が管理しなければならない。

- (1) 執務時間 管理課の長及び学校等の長
- (2) 休日及び退庁時間後 保管箱(金庫)

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え教育総務課長又は管理課の長及び課長が指定した職員に提示し、確認印（様式第3号）を受けた後押印し、かつ、契印をしなければならない。

2 前項の確認を行った者は、当該原議書の所定の欄に認印をしなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印の管理課長等(以下「保管者」という。)は、公印を調製し、又は廃棄する必要があると認めたときは、公印調製(改刻)(廃棄)申請書(様式第1号)を教育長に提出し承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 公印の保管者は、教育委員会に備えてある公印台帳(様式第2号)に公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失又は偽造等の事故が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年教委規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に使用している公印は、この規則の規定により調製したものとみなし、新たに調製するまでの間、なお使用することができる。

附 則(昭和58年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第6号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第5号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第21号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第9号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第 1 条の規定による改正前の大野市教育委員会公告式規則第 1 条、第 2 条の規定による改正前の大野市教育委員会会議規則、第 3 条の規定による改正前の大野市教育委員会事務局組織規則第 1 条、第 4 条の規定による改正前の大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条及び第 4 条、第 5 条の規定による改正前の大野市教育委員会公印規則別表、第 6 条の規定による大野市教育委員会傍聴規則第 2 条から第 6 条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 30 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法ミリ	公印管理課	用途	個数
大野市教育委員会の印	委 野 福 員 市 井 会 教 県 印 育 大	てん 書	方24	教育総務課	辞令用	1
大野市教育委員会の印	員 教 大 会 育 野 印 委 市	てん 書	方29	教育総務課	賞状用	1
大野市教育委員会の印	大 野 市 教 育 委 員 会 印	てん 書	方21	教育総務課	一般文書用	1
教育長の印	大 野 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印	てん 書	方21	教育総務課	教育長名をもってする文書	1
教育長職務代理者の印	大 野 市 教 育 長 職 務 代 理 者 印	てん 書	方21	教育総務課	教育長が欠けた場合	1
教育委員会局長の印	大 野 市 教 育 委 員 会 局 長 之 印	てん 書	方21	教育総務課	局長名をもってする文書	1
教育委員会課長の印	大 野 市 教 育 委 員 会 課 長 之 印	てん 書	方21	教育総務課、生涯学習課及び文化財課	課長名をもってする文書	2
教育委員会室長の印	大 野 市 教 育 委 員 会 室 長 之 印	てん 書	方21	スポーツ振興室	室長名をもってする文書	2

教育委員会の印	大野市教育委員会印	てん書	長 3 0 幅 1 2	教育総務課	賞状用契印	1
大野市〇〇〇学校の印	福井県大野市〇〇〇学校印	てん書	方 2 4	学校	小・中学校名をもってする文書	1 5
大野市〇〇〇学校長の印	福井県大野市〇〇〇学校長之印	てん書	方 2 1	学校	小・中学校長名をもってする文書	1 5
大野市〇〇〇学校の印	福井県大野市〇〇〇学校印	てん書	方 6 0	学校	賞状・卒業証書用	1 5
大野市〇〇〇学校の印	大野市〇〇〇学校	てん書	長 4 5 幅 1 0	学校	賞状用契印	1 5
大野市立〇〇幼稚園の印	大野市立〇〇幼稚園之印	てん書	方 2 4	幼稚園	幼稚園名をもってする文書	5
大野市立〇〇幼稚園長の印	大野市立〇〇幼稚園長之印	てん書	方 2 1	幼稚園	幼稚園長名をもってする文書	5
大野市立〇〇幼稚園の印	大野市立〇〇幼稚園	てん書	方 4 5	幼稚園	卒業・終了証書用	5

大野市立〇〇幼稚園の印	大野市立〇〇幼稚園	てん書	長 4 5 幅 1 0	幼稚園	卒業・終了証書契印	5
大野市生涯学習センター館長の印	大野市生涯学習センター館長之印	てん書	方 2 1	生涯学習センター	生涯学習センター館長名をもってする文書	1
大野市〇〇公民館の印	福井県大野市公民館印	てん書	方 2 4	公民館	公民館名をもってする文書	9
大野市〇〇公民館長の印	福井県大野市公民館長印	てん書	方 1 8	公民館	公民館長名をもってする文書	9
大野市文化財保護審議会の印	大野市文化財保護審議会印	てん書	方 2 1	文化財課	大野市文化財保護審議会名をもってする文書	1
大野市文化財保護審議会会長の印	大野市文化財保護審議会会長之印	てん書	方 2 1	文化財課	大野市文化財保護審議会会長名をもってする文書	1
大野市通学区域審議会の印	大野市通学区域審議会之印	てん書	方 2 6	教育総務課	通学区域審議会名をもってする文書	1
大野市図書館の印	大野市図書館之印	てん書	方 2 4	図書館	図書館名をもってする文書	1

大野市図書館長の印	大野市図書館之印	てん書	方21	図書館	図書館長名をもってする文書	1
大野市 B&G 海洋センター所長の印	大野市 B & G 海洋センター所長の印	てん書	方21	大野市 B&G 海洋センター	海洋センター所長名をもってする文書	1
大野市エキサイト広場総合体育施設所長の印	大野市エキサイト広場総合体育施設所長の印	てん書	方24	エキサイト広場総合体育施設	エキサイト広場総合体育施設所長の名をもってする文書	1
大野市史編さん委員会 の印	大野市史編さん委員会印	吉印 体	方21	文化財課	市史編さん委員会名 をもってする文書	1
大野市史編さん委員会委員長 の印	大野市史編さん委員会印	吉印 体	方21	文化財課	市史編さん委員会委員長名 をもってする文書	1
大野市文化会館長の印	大野市文化会館長之印	てん書	方21	生涯学習課	文化会館長をもってする文書	1
大野市青少年教育センター所長の印	大野市青少年教育センター所長の印	てん書	方21	大野市青少年教育センター	大野市青少年教育センター所長名をもってする文書	1
大野市学校給食センター所長の印	大野市学校給食センター所長の印	てん書	方21	教育総務課	学校給食センター所長名をもってする文書	1

本願清水イトヨの 里館長の印	本願清水イ トヨの里館 長之印	てん 書	方21	本願清水イ トヨの里	本願清水イト ヨの里館長名 をもってする 文書	1
大野市博物館長の 印	長博大 之物野 印館市	てん 書	方18	大野市歴史 博物館	大野市博物館 長名をもって する文書	2

様式第1号（第5条関係）

公印調製（改刻）（廃棄）申請書

年 月 日

大野市教育委員会教育長 殿

（公印管理課長）職 氏名 印

下記のとおり公印の調製（改刻）（廃棄）について申請します。

記

1 理由

2 書体及び寸法

3 公印名

4 使用開始（廃棄期日） 年 月 日

5 印影

様式第2号（第6条関係）

公印台帳

施設名

公印名			書体	
			寸法	
調製		年 月 日		
印影				
		押印		
廃棄	日付			
	理由			
摘要				

様式第3号（第4条関係）

◆イメージ有り◆

（注） 教委の文字は、学校等に読み替える。